



石広水経審第1号
令和4年6月20日

石巻地方広域水道企業団

企業長 齋藤 正美 様

石巻地方広域水道企業団経営審議会

会長 須能邦雄



石巻地方広域水道企業団水道料金のあり方について（答申）

令和4年2月28日付け石広水経第295号で諮問された石巻地方広域水道企業団水道料金のあり方について、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1 水道料金改定について

東日本大震災及び少子高齢化等の影響により、給水人口、給水収益の減少傾向が続き、今後も水需要の回復が見込めない中、高度経済成長期に建設された水道施設は、老朽化による大量更新の時期を迎えてます。このような厳しい経営状況に対応しながら将来にわたり安定的な水道事業経営を継続していくためには、水道料金の改定はやむを得ないものと判断しました。

2 水道料金改定率について

投資・財政計画を基に、将来へ負担の先送りをせず、安定的な水道事業経営のため、平均20%引き上げとすることが、適切であると判断しました。

3 水道料金体系について

口径毎の基本料金、水量料金等について、別紙のとおりとすることが、適切であると判断しました。

4 水道料金改定時期について

今後、石巻地方広域水道企業団議会に諮り、速やかに実施されたい。

5 付帯事項

- (1) 水道料金の改定にあたっては、広報紙やホームページ等を活用した周知を積極的に実施し、使用者の理解が得られるよう努められたい。
- (2) 投資・財政計画等については更なる事業の効率化、合理化に努め、定期的な見直しや経営状況の見える化を図り、今後の水道料金のあり方等についても積極的に情報を発信されたい。
- (3) 将来にわたり安定的な水道事業経営を継続していくために、今後においても、経営状況などを踏まえた適正な料金水準の検討を適宜、実施されたい。
- (4) 水源である北上川の恵みに感謝し、自然環境の保全に努められたい。

水道料金体系（税抜き）

	口径	基本料金	水量料金					
			0 m³～10 m³	11 m³～20 m³	21 m³～50 m³	51 m³～200 m³	201 m³～500 m³	501 m³～
一般家庭用	13 mm	1, 480円	0円	260円	280円	320円	300円	
	20 mm	2, 030円						
事業用 (大口径)	25 mm	2, 340円						
	30 mm	2, 960円						
	40 mm	3, 570円						
	50 mm	7, 130円						
	75 mm	14, 130円						
	100 mm	24, 820円						
	150 mm	60, 450円						
	200 mm	—						

※公衆浴場用については1 m³につき110円、臨時給水用については1 m³につき400円